

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(最終保障供給約款)

当社は、このたび、電気事業法第20第1項の規定にもとづき届出を行なった電気最終保障供給約款(2024年4月1日実施)において、消費税等相当額を含んだ基準単価を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表2(燃料費調整)に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表2(燃料費調整)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	0.157	0.014
特別高圧で供給を受ける場合	0.154	0.014